

長野県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年8月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年8月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 151号
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路4252番の5地先から
飯田市川路4300番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年8月7日
- 2 (1) 路線名 天竜峡停車場線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路4653番の1地先から
飯田市川路4537番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年8月7日
- 3 (1) 路線名 上川路大畑線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路7624番の1地先から
飯田市川路5567番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年8月7日
- 4 (1) 路線名 上川路大畑線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市川路4174番の1地先から
飯田市川路4179番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年8月7日

道路管理課

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年8月7日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 " 東方 久 男
 " 柿 沼 美 幸
 " 宮 澤 宗 弘

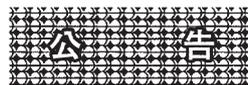
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
作本 遠	東京都江東区大島1丁目8番23-1003号
阿部 かおり	東京都墨田区緑3丁目23番8-902号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年7月24日から平成21年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年8月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東御市体育協会
- 3 代表者の氏名
小山 剛
- 4 主たる事務所の所在地
東御市鞍掛177番地2
- 5 定款に記載された目的
本会は、スポーツを振興して、市民の体力向上と、スポーツ文化の高揚を図ると共に、健康で明るく豊かな社会の建設に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年8月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県臨床心理カウンセリング研修センター
- 3 代表者の氏名
飯田 俊 穂
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高有明9980番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、カウンセリングを必要としている多くの人たちに対して、実践的に役立つカウンセリング研修を行い、悩める人たちや子育て中の親たちが自ら悩みを克服し、より健康な生活を送ることができるように支援し、地域福祉や社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成20年 8月 7日

長野県知事 村 井 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
長野県総務事務課労働者派遣業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部総務事務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成20年 8月 1日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 アデコ株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市末広町1355-5 ウェストプラザ長野 5 F
- 5 落札金額
1人1時間当たりの派遣料金単価 1,150円×105/100
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成20年 6月12日

総務事務課

公告

平成20年 7月31日、長野県両内田土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年 8月 7日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

公告

北安曇郡白馬村における県営白馬地区切久保換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成20年 7月22日行いました。

平成20年 8月 7日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

公告

佐久市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年 8月 7日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

農地整備課

理事

新任

氏 名	住 所
小 池 清 志	佐久市野沢327番地 5
平 林 賢	佐久市高柳51番地
白 田 尚 武	佐久市桜井152番地 2
白 田 元 則	佐久市桜井377番地 1
篠 原 慶 市	佐久市伴野1291番地
北 沢 英 男	佐久市平賀5317番地
青 木 清 人	佐久市内山7009番地 4

重任

氏 名	住 所
三 浦 大 助	佐久市伴野1569番地 2
加 藤 哲 夫	佐久市田口4553番地の 3
佐々木 正 人	佐久市取出町387番地
市 川 春 夫	佐久市前山25番地
大 井 俊 雄	佐久市三塚115番地の 1
横 山 忠 夫	佐久市根岸3707番地 1
水 間 稔 明	佐久市常和3010番地
高 畑 米 治	佐久市大沢2083番地
上 原 武 茂	佐久市中込1864番地
荻 原 正 弘	佐久市瀬戸1703番地

退任

氏 名	住 所
小宮山 攫	佐久市野沢176番地の 2
白 田 正 五	佐久市原378番地
井 澤 進	佐久市桜井49番地
浅 沼 道 雄	佐久市364番地
殿 木 計 也	佐久市812番地
福 島 美 和	佐久市平賀5060番地の 5
青 木 茂 太	佐久市内山5564番地

監事

新任

氏 名	住 所
岩 下 一 郎	佐久市鍛冶屋 8 番地 1

重任

氏 名	住 所
池 田 進	佐久市伴野1939番地の 5
小 林 貞 男	佐久市平賀1798番地

退任

氏 名	住 所
柳 澤 良 治	佐久市野沢197番地の11

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年 8月7日

長野県上小地方事務所長 安江幸大

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県営住宅踏入団地外5団地受水槽及び高架水槽清掃等業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃

(3) 履行期間

平成20年9月10日から平成20年10月31日まで

(4) 履行場所

上田市踏入1-6-21

県営住宅踏入団地外5団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 建築課

電話 0268-25-7143 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年8月29日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成20年8月25日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成20年 8月7日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

1 日時及び場所

日 時	場 所
平成20年8月27日(水) 午後1時30分から	諏訪市上川1-1664-10 諏訪合同庁舎 505号会議室

2 対象となる漁業権

漁業権の番号	漁 場 の 位 置
内区第1号	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖
内区第2号	諏訪湖全域

3 案件

2の漁場の位置欄に掲げる湖沼に係る漁業権の漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容となるべき事項の事前決定案について

4 その他

(1) 公聴会において意見を述べることのできる者の範囲は、次に掲げる者とします。

ア 漁業者

イ 漁業権漁業の経営者

ウ 漁業協同組合関係者

エ その他直接利害関係ある者

- (2) 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業及び発言の要旨を記載した書面を、平成20年8月26日(火)までに次の提出先に提出してください(郵送の場合は、同日までに必着のこと)。

提出先 長野県農政部園芸畜産課内

長野県内水面漁場管理委員会事務局

所在地 長野県大字南長野字幅下692-2

県庁専用郵便番号 380-8570

電話 026-235-7229 FAX 026-235-7481

- (3) 漁業権免許の内容等の事前決定案は、次の場所において縦覧に供します。

長野県内水面漁場管理委員会事務局及び諏訪地方事務所農政課

内水面漁場管理委員会事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月7日

長野県長野技術専門校長 大矢 芳 郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量
数値制御旋盤(CNC旋盤)一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 借入期間
平成20年12月1日から平成27年11月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
長野県長野技術専門校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の契約及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保

守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市篠ノ井布施五明755-2

長野県長野技術専門校 管理課

電話 026-292-2341

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年8月26日(火) 午前10時30分
イ 場所 長野県長野技術専門校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野技術専門校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

人材育成課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月7日

長野県松本技術専門校長 高 島 文 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
データ宅内装置 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成20年10月1日から平成25年9月30日まで(地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県松本技術専門学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市寿北7丁目16番1号
長野県松本技術専門学校 管理課
電話 0263-58-3158

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年8月27日(水) 午後1時
イ 場所 長野県松本技術専門学校 視聴覚室
- (3) 郵送による場合の入札書の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本技術専門学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

人材育成課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月7日

長野県穂高商業高等学校長 大野 整

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ41台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成20年10月1日から平成26年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所
長野県穂高商業高等学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市穂高6839番地
長野県穂高商業高等学校
電話 0263(82)2162

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年8月27日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県穂高商業高等学校 面談室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県穂高商業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課